

大分県立芸術文化短期大学 同窓会活動応援 応募規約

- 助成金の目的 芸術文化短期大学の卒業生、および在学生在が創作活動や展示、研究発表を行う際
経済的負担を援助、及び活動促進するために設けました。
1. 申請条件 ① 本学卒業生又は在在学生であること(グループ展の場合は主とする者が本学同窓会会員であること)
② 芸術文化短期大学・及び同窓会の広報に寄与するもの。
③ 広報・印刷物の中に、「大分県立芸術文化短期大学同窓会活動応援」
の文字を表示する。
2. 助成対象の活動 個展・グループ展・コンサート・ワークショップ・研究発表など
(過去の例:OB演奏会、舞台活動など)
3. 助成対象の費用 パンフレット、プログラム、案内状等印刷費
(郵便料金は対象となりません)
4. 提出書類 ①申請書
同窓会活動応援プロジェクト申請書(本学所定のもの)を下記の方法で入手のうえ、
同窓会宛にお送りください。
1. 返信用の封筒を同封して下記に請求してください。(84円切手貼付)
〒870-0833 大分市上野丘東 1-11
大分県立芸術文化短期大学同窓会事務局
2. 同窓会ホームページからもダウンロードできます。
<https://www.geibunob.jp>
3. メールフォームからも申請できます
- ②報告書
申請書類確認後、同窓会活動応援プロジェクト報告書を郵送します。
※印刷物が出来上がり次第、活動終了後1カ月以内に提出して下さい。
※書類は返却致しません。
5. 書類提出先 〒870-0833 大分市上野丘東1-11
大分県立芸術文化短期大学 同窓会事務局 宛
6. 審査 申請書・報告書は同窓会審議委員会が月末に審査いたします。
7. 助成金交付日 報告書確認後、翌月中旬ごろにお振込みします。
お時間がかかる場合もありますがご了承ください。
8. 交付金額 ① 年間 400,000円
必要経費を上まわらない金額を助成する。
助成金は、30,000円を限度とし、減額する場合があります。
応募多数の場合は新しい方を優先して助成させていただきます。
9. 助成金の返還 助成金を受けた後、応募規約に違反していると判断された場合
助成金の返還を求めます。